



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 35, 2023年5月～6月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年5月～6月）

内容

A: 英 FCA、消費者に対する責務にかかる取組みの強化を懲憑（5月10日）	3
B: EIOPA、2022年第4四半期のリスク・ダッシュボードを公表（5月15日）	4
C: 英 PRA、モデル・リスク管理の原則を最終化（5月17日）	5
D: 豪 APRA、金融機関の再建・破綻処理計画にかかる監督基準を最終化（5月18日）	8
E: IOSCO、暗号資産の監督基準案を公表（5月23日）	10
F: バミューダ BMA、保険会社の再建計画にかかる規制案を公表（5月23日）	11
G: IAIS、保険セクターのオペレーショナル・レジリエンスに関する論点書を公表（5月23日）	12
H: ESAs、重要な ICT サービス・プロバイダの選定基準案を公表（5月26日）	13
I: EIOPA、グリーンウォッシングにかかる報告書を公表（6月1日）	15
J: 馬中銀、テクノロジー・リスクにかかる監督基準を策定（6月1日）	16

A: 英 FCA、消費者に対する責務にかかる取組みの強化を遡憑（5月10日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、新たな原則「消費者に対する責務（Consumer Duty）」が2023年7月31日に発効するのに先立ち、14の金融機関（商品の開発者）について、商品がターゲット市場における個人顧客に対して公正な価値（fair value。「商品に対して支払われる対価が、当該商品がもたらす便益との見合いで合理的であること」と定義される。）を提供するものであることを評価するための枠組みのレビューを行った。（※消費者に対する責務の下、商品の開発者は、商品が公正な価値を提供するものであることを評価することが求められる。）
- 同レビューにおいて特定された主な改善の余地は以下のとおり。

分野	監督上の期待	主な改善の余地
1.公正な価値に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、消費者に公正な価値を提供するため、公正な価値についての理解を深める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、自身のビジネス・モデルや信念は本来的に公正であるという、ハイレベルの、もしくは、実証されていない見解を主張している。金融機関は、そうした見解にどのような根拠を提供できるのか等を検討する必要がある。
2.価値の評価	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、商品やサービスの目的に照らし、消費者が期待するコストやベネフィットを評価する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、公正な価値を評価するための一般的なテンプレートを有しているものの、それらが異なる種類の商品やターゲット市場にどのように適用可能であるのか、必ずしも明確ではない。 いくつかの金融機関は、公正な価値の評価において、商品やサービスの収益マージン、契約者が期待する非財務のコストや便益を勘案していない。
3.関係する要素の勘案	<ul style="list-style-type: none"> 類似の商品やサービスの市場価格やターゲット市場における消費者の特徴等、広範な要素が公正な価値に影響し得る。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、顧客が受け取る財務的な価値がポジティブであるか否かのみを検討しており、公正な価値の評価において広範な要素を勘案していない。
4.差別的な結果	<ul style="list-style-type: none"> 異なる消費者グループに対する差別的なプライシングは、公正な価値の評価において追加的な検討を生じさせ得る。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、全体像を理解するための分析ではなく、平均的な傾向のみ検討する傾向にある。仮に、グループごとの分析を行っている場合でも、平均だけを見ると、異常値を見逃し得る。
5.データとガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、適切な情報やデータを用い、顧客が受領する結果をモニターし、レビューする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、公正な価値をどのようにモニターするか、どのようなデータが必要か、データ・ギャップにどのように対応すべきか等を検討していない。 多くの金融機関は、点数や3段階評価で公正な価値を評価することを検討している。その場合、閾値の適切性などについてさらなる改善の余地もあり得る。

インプリケーション：日本では、顧客本位の業務運営の一層の定着や底上げを図るため、顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を金融事業者等に義務付ける法案が審議されているところである。日本の金融機関が顧客本位の業務運営の高度化を図る上で、本分野における取組みが先行している英国の金融機関が「消費者に対する責務にかかる原則」にどのように対応しているかを研究することは、有意義であると考えられる。

(出所) FCA ‘Consumer Duty: Findings from our review of fair value frameworks’

B: EIOPA、2022年第4四半期のリスク・ダッシュボードを公表（5月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年第4四半期のソルベンシーIIのデータに基づくリスク・ダッシュボードを公表した。同ダッシュボードは、マクロ・リスクと信用リスクが保険セクターにとって最も大きな懸念であると述べている。その他、各リスクの概要は以下のとおり。

リスク	水準	傾向 (過去3か月)	アウトルック (今後12か月)	概要
マクロ・リスク	高	→	→	<ul style="list-style-type: none"> マクロ・リスクは、依然として、保険セクターに大きく関係する。欧州の今後1年間のGDP成長率は、▲0.06%に低下（グローバル・レベルでは0.53%）。消費者物価指数の見通しは4.6%と、依然として高い水準にある。
信用リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 国債および非金融の債券に対する保険会社のエクスポージャーは、わずかに減少。保険会社の投資ポートフォリオの信用水準は、平均的には安定しているものの、トップノッチ（75パーセンタイル）では悪化の傾向にある。
市場リスク	高	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 債券および株式市場のボラティリティは、2023年第1四半期に上昇した。保険会社の債券、株式および不動産に対するエクスポージャーに大きな変化は見られない。
流動性および調達リスク	中	↗	→	<ul style="list-style-type: none"> 現金の保有および流動性資産比率は、2022年第4四半期にそれぞれ低下。生命保険の失効率は、わずかに上昇。2022年第4四半期のキャット・ボンドの発行は、季節性の要因で、2022年第3四半期の2.7億米ドルから13億米ドルに大きく増加。
収益性およびソルベンシー・リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> SCR比率は、生命保険会社ではわずかに上昇、損害保険会社では11%低下。損害保険会社のコンバインド・レシオは、わずかに上昇。資産や保険料見合いでの保険会社の収益率は改善している。
相互関連性	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、引き続き、金利の低下をヘッジすることを目的としたデリバティブ・ポジションの損失を実現させ

				ている。保険会社の銀行およびその他の金融機関に対するエクスポージャーは、2022年第3四半期から1%増加。他方で、国債への投資は引き続き減少。
保険引受リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社の保険料収入の成長率は、2四半期続けてマイナス成長となった。損害保険会社のそれは、前四半期から変動なし。
ESG関連リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の総資産に占める気候関連の資産に対するエクスポージャーの割合は、わずかに上昇。グリーン・ボンドの発行額に占める保険会社によるグリーン・ボンドへの投資の割合は、前四半期からわずかに減少。
デジタルおよびサイバー・リスク	中	↘	↗	<ul style="list-style-type: none"> デジタルライゼーションとサイバー・リスクの保険会社にとっての重要性に変わりはない。

インプリケーション：信用リスクが高まっている傾向にあること、生命保険会社の保険料収入の成長率が継続的に低下の傾向にあることは、それぞれ注目に値する。

(出所) EIOPA 'Risk Dashboard shows macro and market risks as top concern for insurers'

C: 英 PRA、モデル・リスク管理の原則を最終化（5月17日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2022年6月に市中協議に付した「銀行に対するモデル・リスク管理の原則」を、監督上のステートメント（SS1/23）として最終化した。同SSは、2024年5月17日から適用が開始される。
- 同SSの主な内容は以下のとおり。

原則1：モデルの特定とモデル・リスクの分類	
金融機関は、モデル・リスクを特定し、管理できるよう、モデル・リスク管理（MRM）の範囲、モデルのインベントリー、モデルを分類するためのリスクベースの階層（tiering）アプローチを定めた、モデルの確立された定義を有するべきである。	
原則1.1：モデルの特定	<ul style="list-style-type: none"> モデルを正式に定義することは、MRMの枠組みの範囲を定め、また、ビジネス・ユニットや法人間の一貫性を促すものとなる。（※MRMの枠組みの範囲を決定するための基礎となるモデルの定義：モデルとは、インプット・データをアウトプットに処理するために、統計、経済、財務もしくは数学理論や技術および前提を適用する、定量的な手法、システムもしくはアプローチを言う。）
原則1.2：モデル・インベントリー	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関がモデル・リスクのソースを特定し、モデル・リスクの報告のために必要な経営情報を提供し、また、モデルの相互依存関係を特定できるよう、包括的なモデル・インベントリーが維持されるべきである。 モデル・インベントリーは、①モデルの目的と利用、②前提条件と限界、③検証（validation）からの発見事項、④ガバナンス、等の情報を含むべきである。
原則1.3：モデルの階層化	<ul style="list-style-type: none"> モデルのライフサイクルを通じた検証やその他のリスク統制の優先度を決め、また、事業活動、安全性および健全性に最も大きなリスクをもたらすモデルを特定し、分類するため、リスクベースのモ

	デルの階層化が行われるべきである。
原則2：ガバナンス	
金融機関は、明確なモデル・リスクのアバタイトを設定することを通じて、MRMのカルチャーをトップから促進する、取締役会による強固なガバナンスと監督を有するべきである。取締役会は、MRMの方針を承認し、実効的なMRMの実務を確保する、健全なMRMの枠組みの実践に責任を負う者を任命すべきである。	
原則 2.1：取締役会の責任	<ul style="list-style-type: none"> 全社的なMRMの枠組みは、それが実効的に設計されることを確保するため、取締役会のリーダーシップに従うべきである。
原則 2.2：MRMの枠組みに対する経営責任	<ul style="list-style-type: none"> 責任を有する上級経営機能は、MRMの枠組みの実効性を確保するため、全体の監督を行う権限を付与されるべきである。
原則 2.3：方針と手順	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、MRMの枠組みを正式なものとし、全社的に実効的で一貫した適用を確保する、包括的な方針と手順を有するべきである。 方針や手順は、少なくとも、①モデルとモデル・リスクの定義、および、モデルの特定プロセスに利用される社外のタクソノミー、②モデルの階層化のアプローチ、③データの品質管理の手順、⑤モデルの検証の基準、⑥モデルのパフォーマンスを計測し、モニターするための基準、⑦主要なモデル・リスクの低減策、⑧モデルの承認プロセスとモデルの変更、を含むべきである。
原則 2.4：役割と責任	<ul style="list-style-type: none"> 役割と責任は、MRMの枠組みが実効的に機能することを確保するため、適切なスキルと経験を有する者に割り当てられるべきである。
原則 2.5：内部監査	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査は、モデルのライフサイクルの各コンポーネントにかかるMRMの枠組みの実効性、ならびに、同枠組みの全体的な実効性および内部の方針の遵守の状況を定期的に評価すべきである。
原則 2.6：外部モデルの利用	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託される場合であっても、取締役会と上級経営陣は、モデル・リスクの管理に最終的な責任を負う。サードパーティのベンダー・モデルについて、金融機関は、ベンダー・モデルが自身のMRMの期待と同じ基準で検証を受けていること等を確保しなければならない。 子会社は、その親会社のモデルを利用する場合、一定の要件を満たせば、親会社のモデルの検証の結果を利用できる。
原則3：モデルの開発、実装および利用	
金融機関は、モデルの設計と実装、モデルの選定、および、モデルのパフォーマンスの測定のための基準に従う、強固なモデル開発のプロセスを有するべきである。データのテスト、モデルの構築、前提条件およびモデルからのアウトカムは、モデルの限界や弱点を特定し、モニターし、記録し、改善するため、定期的に評価されるべきである。	

原則3.1：モデルの目的と設計	<ul style="list-style-type: none"> すべてのモデルは、モデル開発のプロセスの指針となる、目的と設計目標に関する明確なステートメントを有するべきである。 モデルの設計は、意図された利用に適合しており、また、変数やパラメータの選択は、概念的に正しく、設計目標をサポートし、さらに、計算のパラメータ推定や数学的な理論は正確で、モデルの基礎となる前提条件は合理的で有効なものであるべきである。
原則3.2：データの利用	<ul style="list-style-type: none"> モデル開発のプロセスは、モデルの開発に使われているデータが目的適合的であること、また、選択された理論や手法と一貫性があること等を証明すべきである。
原則3.3：モデル開発テスト	<ul style="list-style-type: none"> モデル開発テストは、モデルが意図した通りに動くことを証明すべきである。テストには、モデルの品質を測定し、また、モデルを選択するための基礎としての明確な閾値を含むべきである。
原則3.4：モデル調整とエキスパート・ジャッジメント	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、モデルの限界および不確実性にかかるリスクが、適切に理解され、モニターされ、管理されていることを証明すべきである。 モデル開発プロセスは、モデルの限界に対応するためのモデル調整（インプット、前提条件、手法あるいはアウトプット等の調整）を行うためにエキスパート・ジャッジメントが必要であるか否かを検討すべきである。
原則3.5：モデル開発の文書化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、モデルの開発の基礎となる設定、理論およびロジックに関する、包括的で、最新の文書を有するべきである。 モデル開発の文書化は、独立した第三者がモデルの検証を行うことができるよう、十分に詳細なものであるべきである。
原則3.6：サポートリング・システム	<ul style="list-style-type: none"> モデルは、十分にテストされた情報システムや環境、あるいは、検証・承認されているシステムにおいて実装されるべきである。システムは、厳格な品質統制と変更管理のプロセスに服するべきである。
原則4：独立したモデルの検証 金融機関は、モデルの開発と利用に対して、継続的で、独立しており、また、実効的なチャレンジを提供する検証プロセスを有するべきである。	
原則4.1：独立した検証機能	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、モデルの目的適合性や健全性、モデルをサポートするシステムの設計と統合、開発データの正確性、関連性および完全性、ならびに、意思決定に用いられるアウトプットやレポートについて、客観的で、偏向のない、批判的な意見を提供する検証機能を有するべきである。
原則4.2：独立したレビュー	<ul style="list-style-type: none"> モデルが目的適合的であることを確保するため、すべてのモデルは独立したレビューに服するべきである。
原則4.3：プロセスの検証	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、すべてのモデルが効果的に動いており、また、意図した通りに実装されていることを確認するため、モデルのプロセスとシステムの実装の適切な検証を行うべきである。
原則4.4：モデルのパフォーマンスのモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、パラメータの推定値とモデルの構造が適切であり、また、検証されていることを確保すること等を目的として、継続的なモデルのパフォーマンス・モニタリングを行うべきである。

グ	
原則 4.5 : 定期的な再検証	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、独立したモデルの再検証を定期的に行うべきである。
原則5：モデル・リスクの低減 金融機関は、モデル・リスクを低減するための方針や手順を設け、また、モデル調整後の独立したレビューの手順を有するべきである。	
原則5.1：ポスト・モデル調整の適用のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ポスト・モデル調整（PMAs。リスクや不確実性が既存のモデルに適切に反映されていない場合においてモデルのアウトプットに対して行う調整。）のための全社的に一貫したプロセスを有するべきである。
原則5.2：モデルの利用の制限	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、モデルの検証プロセスにおいて、モデルの重大な欠陥やエラーが特定された場合などにモデルの利用を制限することを検討すべきである。
原則 5.3 : 例外と対応	<ul style="list-style-type: none"> 重要なモデルについて、金融機関は、許容するモデルの利用やモデル・パフォーマンスの例外を定めるとともに、そうした例外に対応するための正式に承認された方針と手順を実践すべきである。

インプリケーション：例えば、金融庁が2021年11月に公表した「モデル・リスク管理に関する原則」では、「モデルの誤りや不適切な使用は、誤った情報に基づく意思決定につながり、結果として金融機関の収益、財務状況、レピュテーション等に重大な損害を与えかねない」と述べられているように、金融機関がモデル・リスクを適切に管理することは非常に重要である。PRAが策定した本原則は、現状、銀行のみが対象であるものの、今後、その適用対象が保険会社にも拡大されることは十分に想定され得る。日本の保険会社がモデル・リスク管理を進める上で、PRAの原則は有用な指針となるものと考えられる。

（出所）PRA ‘SS1/23 – Model risk management principles for banks’

D: 豪 APRA、金融機関の再建・破綻処理計画にかかる監督基準を最終化（5月18日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、「再建（recovery）および退出（exit）計画にかかる健全性実務ガイド（CPG190）」、ならびに、「破綻処理（resolution）計画にかかる健全性基準（CPS900）」および「同健全性実務ガイド（CPG900）」を最終化した。なお、「再建および退出計画にかかる健全性基準（CPS190）¹」は、2022年12月に最終化されている。これらの新たな枠組みは、2024年1月から適用が開始される。
- 破綻処理に関するCPS900およびCPG900の概要は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行、損害保険会社、生命保険会社、それぞれの持株会社等のうち、重要な金融機関（SFI：significant financial institution）、および、重要な（critical）機能を提供している、APRAによって決定される重要でない金融機関（non-SFI）。
破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能：APRAは、金融機関に対し、重要な機能の分析を行うことを求めることができる。APRAは、金融機関が、金融システムの安定、もしくは、特定の業界やコミュニティに対する重要

¹「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 29, 2022年11月～12月）」記事1を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202212_ins_regulation.pdf

<p>の内容</p>	<p>な（essential）金融サービスの利用可能性にとって重要な（important）機能を有しているか否かを決定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 破綻処理のオプションの特定：APRAは、金融機関の秩序立った破綻をサポートし、また、その重要な機能の継続性を確保するために利用され得るオプションを特定する。 • 破綻処理のし易さの評価：APRAは、金融機関に対し、破綻処理のオプションの実行可能性を評価するよう求めることができる。 • 破綻処理計画の決定：APRAは、破綻処理において利用され得るオプションを決定し、破綻処理計画において定める。 • 事前の準備とケイパビリティ：APRAは、金融機関に対し、破綻処理のオプションに対する障害を取り除くことを求めることができる。金融機関は、破綻処理計画をサポートするために必要なケイパビリティを有していなければならない。 • レビューと維持：金融機関は、重要な機能の分析および破綻処理のし易さの評価を定期的に行わなければならない。
<p>重要な機能の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> • システミックな影響 <ul style="list-style-type: none"> - ①当該機能と他の市場参加者との相互関連性が非常に高い、②当該機能が停止した場合、市場の信頼やオペレーションに与える影響が非常に大きい、③当該機能が停止した場合、他の市場参加者に伝播する可能性がある。 • 業界やコミュニティへの影響 <ul style="list-style-type: none"> - ①金融機関が、特定の地域やコミュニティの顧客の多くに重要な（essential）サービスを提供している、②金融機関が、特定の業界に対して、代替可能性が低いサービスを提供している。 • 代替可能性 <ul style="list-style-type: none"> - ①マーケットの集中度が極めて高い、②代替者がいない、③当該機能が、最小限の中断で迅速に代替され得ない、④契約上の取決めやインフラストラクチャー、専門性など、新たなサービス・プロバイダが参入するに際しての障壁が存在する。
<p>破綻処理のオプション</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 資本の増強（recapitalisation）：民間の資金によって生存可能性を回復するために、ハイブリッド資本を株式に転換する方法。重要な機能を持つ、大規模で複雑な金融機関への適用を想定。 • 移転：金融機関の機能等の全部もしくは一部を他者に移転する。限定的な重要な機能を持つ、中小規模の金融機関への適用を想定。 • 事業の縮小やランオフ：事業活動を停止する。重要な機能を持たない金融機関への適用を想定。

インプリケーション：オーストラリアにおける新たな再建・退出・破綻処理にかかる枠組みは、同国に拠点を有する日本の金融機関にも影響を及ぼし得る。仮に、日本の保険会社の同国における拠点がSFIやnon-SFIとして指定される場合には、日本の保険会社はその親会社として、グループ・ベースで適切な対応を行うことも想定されよう。

E: IOSCO、暗号資産の監督基準案を公表 (5月23日)

- 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、7月31日を期限として、暗号資産およびデジタル資産にかかる監督基準 (案) を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

一般的な提言	<ul style="list-style-type: none"> 提言1：規制当局は、暗号資産の取引、その他の暗号資産のサービス、ならびに、暗号資産の発行、マーケティングおよび販売を規制、監督するため、既存の、もしくは、新たな枠組みを用いるべきである。規制のアプローチは、投資家の保護と市場の信頼性の確保の実現を目的とすべきである。
ガバナンスとコンフリクトの開示	<ul style="list-style-type: none"> 提言2：規制当局は、暗号資産サービスの提供者 (CASP) に対し、利益相反などに対応できるよう、実効的なガバナンスと組織上の取決めを設けることを求めるべきである。 規制当局は、CASPに対して、その役割やキャパシティを正確に開示することを求めるべきである。
顧客注文の取扱いと取引の開示	<ul style="list-style-type: none"> 提言4：規制当局は、エージェントの役割を果たすCASPに対し、すべての顧客の注文を公正かつ公平に取り扱うことを求めるべきである。規制当局は、そのようなCASPに対し、顧客の注文を公正かつ迅速に執行し、また、顧客の注文のフロント・ランニングを禁止するためのシステム、方針および手順を設け、それらを開示することを求めるべきである。 提言5：規制当局は、市場を運営している、もしくは、仲介者の役割を果たしているCASPに対し、伝統的な金融市場において要求されるものと同じ、もしくは、それらと整合的な規制上の成果を達成する形式での取引前および取引後の開示を行うことを求めるべきである。
暗号資産の上場とプライマリー市場での活動	<ul style="list-style-type: none"> 提言6：規制当局は、CASPに対し、上場や、市場において暗号資産の取引を許可する、また、その取引を停止するための基準を設け、維持し、かつ、適切に開示することを求めるべきである。 提言7：規制当局は、CASPに対し、暗号資産の発行、取引および上場にかかる利益相反を管理し、低減することを求めるべきである。
不正行為への対応	<ul style="list-style-type: none"> 提言8：規制当局は、現行の規制上の枠組みで手当てされていない程度を勘案して、暗号資産市場における不正や市場の濫用にかかる行為に対して法執行を行うべきである。 提言9：規制当局は、市場の濫用のリスクが実効的に低減されるよう、CASPに対して適用する市場の監視の規定を有するべきである。 提言10：規制当局は、CASPに対し、重要な非公開情報の管理にかかる制度、方針および手順を整備するよう求めるべきである。
クロスボーダーでの協力	<ul style="list-style-type: none"> 提言11：規制当局は、暗号資産にかかる情報について、他の国の規制当局等と情報を共有し、協力するための能力を有するべきである。
顧客資産の管理	<ul style="list-style-type: none"> 提言12：規制当局は、顧客資産を管理するCASPに対して既存もしくは新たな枠組みの適用を検討する際、IOSCOの顧客資産の保護にかかる提言を適用すべきである。 提言13：規制当局は、CASPに対し、顧客資産を信託する、もしくは、自身の資産と分別して管理することを求めるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> 提言14：規制当局は、CASPに対し、顧客資産の管理にかかる情報を顧客に対して分かりやすく開示することを求めるべきである。 提言15：規制当局は、CASPに対し、適切に独立した保証に従い、顧客資産の定期的かつ適切な頻度での照合を行うための制度、方針および手順を設けることを求めるべきである。 提言16：規制当局は、CASPに対し、顧客資産の喪失、盗難もしくは利用不可能性のリスクを低減するための制度、方針および手順を設けることを求めるべきである。
オペレーショナルおよびテクノロジー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> 提言17：規制当局は、CASPに対し、IOSCOの提言や基準に従い、オペレーショナル・リスクやテクノロジー・リスクにかかる要件を遵守することを求めるべきである。
個人への販売	<ul style="list-style-type: none"> 提言18：規制当局は、CASPに対し、個人顧客に関するIOSCOの基準を満たすよう事業を運営することを求めるべきである。

インプリケーション：EUは5月16日、暗号資産、暗号資産の発行者および暗号資産サービスの提供者に対する新たな規制「暗号資産市場規制（MiCA）」を採択した。他方で、英国では、庶民院財務委員会は、5月17日のレポートにおいて、「裏付けの無い暗号資産のリテール取引および投資活動は、金融サービスではなく、ギャンブルとして規制することを提言する」と述べている。米国では、証券取引委員会（SEC）が、法的な措置を講じている事例もある²。金融安定理事会（FSB）はこの7月にも暗号資産にかかる提言を公表する予定³であるところ、グローバルおよび各国における暗号資産の規制の動向（コンバージェンスを含む。）は注目に値する。

（出所）IOSCO ‘IOSCO Sets the Standard for Global Crypto Regulation’

F: バミューダ BMA、保険会社の再建計画にかかる規制案を公表（5月23日）

- バミューダ金融局（BMA）は、7月21日を期限として、一定規模の保険会社に再建計画の策定を求める規制案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を満たすClass 3A、Class 3B、Class 4、Class C、Class DもしくはClass Eの保険会社もしくは保険グループ。 <ul style="list-style-type: none"> - 国際的に活動する保険グループとして指定されている保険グループで、BMAがグループ監督者である者 - 1978年保険法で定義されている保険グループで、BMAがグループ監督者である者 - 国内事業を営む保険会社 - 総資産100億ドル超、もしくは、総収入保険料50億ドル超 - 強度の監督上のモニタリングに服している保険会社 <p>※各クラスの目安：Class 3A（正味収入保険料5,000万ドル未満）、Class 3B（同5,000万ドル超）、Class 4（法定資本および剰余金1億ドル超で、大規模災害にかかる保険・再保険を営む者）、Class C（総資産2.5</p>
------	---

² 例えば、Securities and Exchange Commission (2023) ‘Press Release’ (6 June 2023)。

³ Financial Stability Board (2023) ‘FSB Work Programme for 2023’, <https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P300323.pdf>。

	億ドル未満)、Class D (総資産2.5億ドル超5億ドル未満)、Class E (総資産5億ドル超)。2023年4月時点で、Class 3Aは1社、Class Cは1社、Class Eは1社。
プロポーショナル ティ原則	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の再建計画の範囲や要件 (頻度、様式、内容および粒度を含む。) を決定するに際し、BMAは、保険会社の①登録のクラス、②マーケット・シェア、③内外の相互関連性、④複雑性、ビジネス・モデルおよびリスク・プロファイル、⑤代替可能性、⑥クロスボーダー活動、を勘案する。
再建計画の 内容	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の再建計画は、以下の事項を含むものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - エグゼクティブ・サマリー - 保険会社の概要 (法的構成、営んでいる保険事業、主要な財務上の取決め、ビジネス・オペレーション) - 再建計画のトリガー (閾値) - 再建計画 (その実践やアップデートを含む。) にかかるガバナンスの方針や手順 - 再建のための手法 - 再建計画の信頼性と実行可能性を評価する際に利用されるストレス・シナリオ - コミュニケーション戦略

インプリケーション：本年2月に生命（再）保険会社の資本規制の強化にかかる市中協議文書が公表されたことも勘案すると、同国の保険セクターの規制が強化されているようにも見受けられる。同国の再保険市場に出再している日本の保険会社も少なからず存在することから、同国の保険セクターにおける規制・監督の動向は、日本の保険会社の事業戦略やリスク・プロファイルにも影響し得るものと考えられる。

(出所) BMA ‘Consultation paper: Proposed recovery planning rules for Bermuda commercial insurance sector’

G: IAIS、保険セクターのオペレーショナル・レジリエンスに関する論点書を公表 (5月23日)

- 保険監督者国際機構 (IAIS) は、「保険セクターのオペレーショナル・レジリエンスに関する論点書 (Issues Paper)」を公表した。同論点書は、①サイバー・レジリエンス、②ITサードパーティ外部委託、③事業継続管理 (BCM) の3つの分野に焦点をあて、各国・地域における監督上のアプローチの例などを記載している。
- 同論点書は、今後の検討分野として、以下の事項に言及している。

サイバー・レジ リエンス	<ul style="list-style-type: none"> サイバー・レジリエンスを確保するための保険会社の枠組みの十分性を評価するための指標やツールにかかる意見交換を行う。これには、サイバー・インシデント報告の実務にかかる情報交換を含み得る。 大規模なITトランスフォーメーションがサイバー・レジリエンスに与える影響を分析する。 保険会社のサイバー・レジリエンスの枠組みの監督上のアプローチ等を整理する。
ITサードパーティ 外部委託	<ul style="list-style-type: none"> 集中リスクの特定に際して監督当局間の国際的な連携を促進するため、可能な範囲で、報告の定義やITサードパーティ外部委託に関する用語 (重要な (critical) サービス、外部委託、

	<p>サードパーティ等)の要件を整合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実務や監督当局が用いているメソドロジーに関する情報を交換する。これには、以下のものを含み得る。 <ul style="list-style-type: none"> - 集中から生じるリスクの、サイバー・レジリエンスやBCMの枠組みに関するインプリケーション（特に、復旧活動に関するもの。）。 - 各国におけるサードパーティ・サービス・プロバイダのカタログの作成に対する監督上のアプローチ。 - 焦点を、「ITサードパーティリスクと外部委託の管理」から「外部委託やサードパーティとの取決めによって生じるシステミックな依存関係やリスクの全体的な検討」へとシフトさせるアプローチ。 - サービスとリソースの相互関連性と相互依存関係を理解するための、重要な活動の特定とそのような活動の利用者の特定のための基本原則（guiding principles）。 • 大規模な保険会社について、マルチ・ベンダー戦略、サービス提供者間のデータ・ポータビリティにかかる取決めや環境の実践を検討する。
事業継続管理	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス・レジリエンスとBCMとの関係を整理する。 • 以下の事項等について、ベスト・プラクティスやメソドロジーにかかる情報交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - BCMの関係するリスク管理機能への統合（サイバーやITサードパーティ外部委託などのリスクをBCMでどのように勘案できるか） - BCMの範囲（これまでのBCMの範囲をどこまで拡大すべきか） - 既存のBCPの目的適合性（変化する環境に適したBCPであるか）

インプリケーション：本論点書を見る限り、サイバー・レジリエンス、外部委託および事業継続管理の分野においてIAISが保険セクターの国際的な監督基準の策定を積極的に主導することはあまり想定されないように考えられる。

（出所）IAIS ‘IAIS publishes Issues Paper on Insurance Sector Operational Resilience’

H: ESAs、重要な ICT サービス・プロバイダの選定基準案を公表（5月26日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）および欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、6月23日を期限として、重要なICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）の選定基準およびCTPPsに課せられる監督料（fees）の決定方法の案を市中協議に付した。
- 同市中協議文書は、2025年1月から適用が開始される「デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）」に関するもの。DORAは、CTPPsの監督の枠組みを設けることとしており、CTPPsはESAsによって指定され、監督されることとなる。（※DORAの概要は、デロイト トーマツ「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」⁴を参照されたい。）

⁴ <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

- 同市中協議文書の内容のうち、CTPPsの選定基準の概要は以下のとおり。なお、ステップ1は、定量的な閾値に基づく評価、ステップ2は、ステップ1の最低定量基準を満たすICT TPPについて、定量的および定性的な基準に基づく評価となる。

重要性の評価のプロセス	ステップ1	ステップ2
基準1：金融サービスの提供への影響	<ul style="list-style-type: none"> 指標1.1：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスを利用している金融機関の数（全体および金融機関の種類別）【EU域内の金融機関の10%超】 指標1.2：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスを利用している金融機関のシェア（金融機関の種類別）【EU域内の金融機関の総資産の10%超】 	<ul style="list-style-type: none"> 指標1.3：同一のICT TPPの大規模なオペレーション上の障害が、金融機関のサービス、活動およびオペレーションに甚大な（substantial negative）影響を及ぼし得る金融機関のシェア（全体および金融セクター別） 指標1.4：重要な（critical or important）機能をサポートするサービスを金融機関に提供するために同一の再委託先を利用している指定されたCTPPsの数
基準2：金融機関の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 指標2.1：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスを利用しているシステム上重要な金融機関（G-SIIsおよびOther SIIs）の数【少なくとも1つのG-SII、少なくとも3つのO-SIIs、もしくは、O-SIIスコアが3,000超の少なくとも1つのO-SII】 指標2.2：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスを利用している金融機関で、監督当局がシステムックであると認定する金融機関（G-SIIsおよびO-SIIsを除く。）の数【当局がシステムックであると認定した少なくとも1つの金融機関】 	<ul style="list-style-type: none"> 同一のICT TPPによって提供されているICTサービスを利用しているシステム上重要な金融機関とその他の金融機関との相互依存関係
基準3：重要な機能	<ul style="list-style-type: none"> 指標3.1：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスを利用している金融機関のシェア（それらのICTサービスが重要な機能をサポートするものである場合）（全体およびセクター別）【EU域内の金融機関の総資産の10%以上（セクター別）、もしくは、EU域内の金融機関の総数の10%以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 指標3.2：同一のICT TPPによって金融機関に提供されるICTサービスの重要性の水準
基準4：代替可能性の程度	<ul style="list-style-type: none"> 指標4.1：代替的なICT TPPsが利用可能でない、もしくは、既存のICT TPPと同じICTサービスを提供するために求められる能力やケイパビリティを有している代替的なICT 	<ul style="list-style-type: none"> 指標4.3：ICT TPPsのマーケット・シェア（ICTサービスの種類別の金融機関の総数）

	<p>TPPsが存在しないと報告した金融機関のシェア（全体およびセクター別）【EU域内の金融機関の総資産の10%以上、もしくは、EU域内の金融機関の10%以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4.2：ICT TPPによって提供される重要な機能をサポートするICTサービスを他社に乗り換える、もしくは、再度自前にすることが極めて困難であると報告した金融機関のシェア（全体およびセクター別）【指標4.1の閾値と同じ】 	
--	---	--

インプリケーション：どの会社が重要なICTサービス・プロバイダとして選定されることとなるのがまずは注目に値する。

（出所） EIOPA ‘ESAs launch discussion on criteria for critical ICT third-party service providers and oversight fees’

I: EIOPA、グリーンウォッシングにかかる報告書を公表（6月1日）

- 欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）および欧州証券市場監督局（ESMA）（欧州監督機構：ESAsと総称される。）は、それぞれ、金融セクターにおけるグリーンウォッシング（GW）にかかるプログレス・レポート（中間報告）を作成し、欧州委員会に提出した。EIOPAのレポートの主な内容は以下のとおり。

GWの定義	<ul style="list-style-type: none"> ESAsは、グリーンウォッシングを、「サステナビリティ関連のステートメント宣言、行動もしくはコミュニケーションが、企業、金融商品もしくは金融サービスの基本的なサステナビリティのプロファイルを明確かつ公正に反映していない実務」であると理解している。
GWが生じ得るケース	<ul style="list-style-type: none"> 会社組織としての取組み：①投資活動に関連するサステナビリティにかかる表明（sustainability claims）がミスリーディングなものである場合、②株主の立場で表明したエンゲージメントの方針が適切に実践されない場合、③自社で設定する保険の引受にかかる制限や除外が、その目標にかかる適切な開示や実施状況の適切な検証によって裏付けられていない場合、④ネット・ゼロのコミットメントがエビデンス・ベースでない場合、など。 経営管理：①サステナビリティに責任を有する役員のケイパビリティが十分でない場合、②報酬制度がサステナビリティの目的と整合していない場合、③企業カルチャーに問題がある場合、④サステナブル報告にかかる統制が弱い場合（サードパーティのデータや格付に依拠し過ぎる場合を含む。）、など。 商品開発：①商品開発において組織のサステナビリティ戦略が勘案されていない場合、②消費者の行動バイアスを生じさせる工夫が行われる場合、③商品のサステナビリティに対する好影響を強調し過ぎる場合、④情報の開示がミスリーディングである場合、など。 販売：①商品のサステナビリティに関する特性について、ミスリーディングもしくは不正確な宣伝が行われる場合、②サステナブルなイメージを強調した宣伝が行われる場合、③サステナビリティに関する適切な説明が行われないまま商品が販売される場合、④販売者が消費者のサステナビリティ選好を適切に評価できない場合、⑤推奨する商品がコミッションに左右される場合、など。

GWの監督	<ul style="list-style-type: none"> • GWの事例の認識 <ul style="list-style-type: none"> - 3か国の監督当局は、自国の市場において一つ以上のGWの事例を認識している。 - 5か国の監督当局は、GWの事例は未だ認識していないものの、潜在的なGWの発生を調査している。 - 21の監督当局は、規制が存在しないこと、サステナビリティの特性を有する商品が販売されていないこと、監督上のリソースが不足していること等を理由として、GWの事例を認識して（できて）いない。 • 監督上の取組み <ul style="list-style-type: none"> - 13の当局は、ガイダンスを策定する、また、ワークショップを開催することなどにより、GWの防止を目的とした監督を行っている。 - 12の当局は、GWとそのリスクを特定し、軽減し、調査することを目的とした監督を行っている。
--------------	---

インプリケーション：金融庁は2023年3月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、ESGを掲げるファンドの潜在的なグリーンウォッシング問題などに対応するための監督上の期待を示したところ。日本においては、サステナビリティをかかげる保険商品は未だそれほどマーケットで提供されていないものと思料されるものの、今後、そうした商品の需要や供給が高まることとなれば、保険セクターにおいてもグリーンウォッシングのリスクが高まってくるものと考えられる。

（出所）EIOPA ‘ESAs put forward common understanding of greenwashing and warn on risks’

J: 馬中銀、テクノロジー・リスクにかかる監督基準を策定（6月1日）

- マレーシア中銀（BNM）は、テクノロジー・リスクにかかる監督基準を策定した。同監督基準は、銀行、保険会社等の金融機関を対象として、一部の項目を除き、2023年6月から適用が開始されている。主な内容は以下のとおり。

項目	監督基準の概要
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会の責任：取締役会は、テクノロジー・リスク（ITおよびインターネットの利用から生じるリスク）のアパタイトを設定し、ITおよびサイバーセキュリティの戦略の十分性を確保し、また、テクノロジー・リスク管理の枠組み（TRMF）およびサイバー・レジリエンスの枠組み（CRF）の実効性に責任を有していなければならない。
テクノロジー・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、ERMの枠組みの一環としてTRMFを設け、TRMFおよびCRFの実施に責任を有する機能を設置し、チーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）を置かなければならない。
テクノロジー・オペレーション管理	<ul style="list-style-type: none"> • テクノロジー・プロジェクト管理：金融機関は、テクノロジー・プロジェクトのリスクに応じた適切なガバナンスの要件を設けなければならない。 • システムの開発と取得：金融機関は、自身のテクノロジー・インフラストラクチャー、システムの相互接続性およびセキュリティ・コントロールを記述した、エンタープライズ・アーキテクチャー・フレームワーク（EAF）を設けなければならない。また、金融機関は、システム開発のライフサイクルの主要なフェーズ（設計、開発、テスト、導入、変更管理、維持および廃止など）におけるリスク管理の方針や手順（practices）を設けなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSP）の管理：金融機関は、TPSPを利用する前に、その能力、システム・インフラストラクチャーおよび財務の健全性を適切に評価しなければならない。また、金融機関は、TPSPへのアクセス権、再委託の事前通知、障害の復旧とバックアップのための取決め等の内容を含むサービス・レベル・アグリーメントをTPSPと締結しなければならない。 クラウド・サービス：金融機関は、クラウド・サービスの利用にかかるリスクを評価し、十分に理解しなければならない。 アクセス・コントロール：金融機関は、ユーザーの本人確認、認証、承認のための方針を設けなければならない。
サイバーセキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> サイバー・リスク管理：金融機関は、サイバー・リスクの管理のためのガバナンス、サイバー・レジリエンスの目的と許容度を示したCRFを策定しなければならない。 サイバーセキュリティ・オペレーション：金融機関は、重要なシステムや社内外のネットワーク・インフラストラクチャーについて、脅威インテリジェンス・ベースのパネトレーション・テストを年次で行わなければならない。 サイバーへの対応と復旧：金融機関は、サイバー攻撃のシナリオと対応・復旧計画を含む、包括的なサイバー危機管理の方針と手順を策定しなければならない。
テクノロジー監査	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、テクノロジー監査の範囲、頻度および強度が、テクノロジー・システムやアプリケーションの複雑さや重要性和と整合していることを確保しなければならない。
監督上の要件	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、インターネットを通じて銀行や保険サービスを提供する前に、リスク管理の方針、セキュリティの確保のための施策等について、BNMに届け出なければならない。 金融機関は、重要なシステムについてパブリック・クラウドを利用する際は、事前にBNMと協議しなければならない。

インプリケーション：マレーシアに拠点を有する日本の金融機関は、本監督基準に従い、テクノロジー・リスクの管理態勢の高度化が喫緊の課題となるものと考えられる。

（出所）BNM ‘Risk Management in Technology (RMiT) Policy Document’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハワイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301